

令和8年4月17日

建設工事入札参加資格登録業者 各位

大和高田市 総務課

公共工事の発注における入札金額の内訳について

「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）」が改正により、公共工事の入札金額の内訳に「材料費、労務費及び当該工事に従事する労働者による適正な施工を確保するために必要な経費として国土交通省令で定めるもののその他当該工事の施工のために必要な経費」を記載することが義務化されました。

本市建設工事の入札においても、下記のとおり対応することを通知いたします。

記

1. 記入必須となる項目

材料費、労務費、法定福利費（事業主負担額）、安全衛生経費、建設業退職金共済契約掛金

2. 適応時期および様式

現在、整備中の為、後日通知いたします。

3. その他

追加項目の未記載等があった場合には、入札書の無効となる場合があります。

以上